

契約の変更につき議決を求めることについて (新庄寺(長浜)県営住宅建替事業(PFI方式))

1 事業概要

新庄寺(長浜)県営住宅については、老朽化が著しいことから、日之出(長浜)県営住宅との集約建替として令和7年3月の供用開始を目指し、PFI手法(BT方式)により整備を進めているところ。

このたび、契約を変更増額する必要が生じたので、変更契約締結に係る議案を上程するもの。



事業地北西側から撮影(令和3年12月末)

2 契約変更の概要

既知となっていないアスベストが存在することが判明したため、当該アスベストの除去処分に係る追加費用について、契約変更を行う。

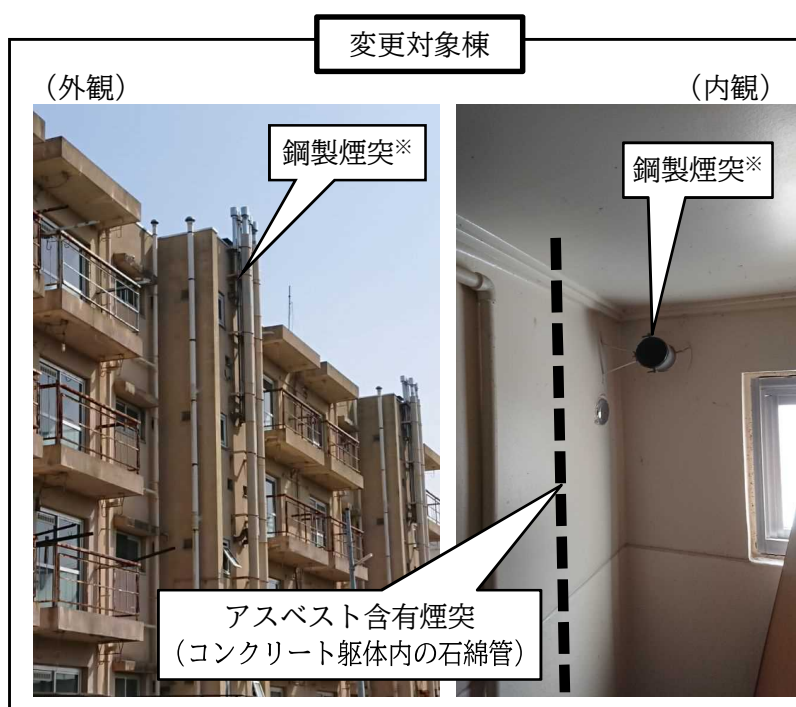
- ① 事業名 新庄寺(長浜)県営住宅建替事業
- ② 事業場所 長浜市新庄寺町字奥屋敷248番1の一部 他4筆
- ③ 目的 現存する県営住宅(12棟100戸)を除却し、新たな県営住宅の設計、建設およびこの間に必要な入居者の移転支援
- ④ 変更理由 既知となっていなかったアスベスト(石綿管)の撤去工事の追加に伴う増額変更
- ⑤ 事業期間 令和3年3月20日から令和7年3月31日まで
- ⑥ 契約金額 変更前 1,602,700,000円
変更後 1,630,387,000円(差額+27,687,000円)
- ⑦ 契約の相手方 滋賀県長浜市八幡東町428番地の1
材光・材信特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社材光工務店
代表取締役 伊藤和真
滋賀県長浜市神照町696番地の5
株式会社豊建築設計事務所
代表取締役 村田寿郎
滋賀県長浜市八幡中山町535番地の6
滋賀不動産株式会社
代表取締役 伊藤和真

○変更概要

- ・既存建物解体工事に伴う、アスベスト含有煙突の撤去工事の追加

○変更が必要な理由

- ・P F I 事業者が、要求水準書に基づき解体に先立ち調査したところ、既知となっていないアスベストが存在することが判明した。
- ・解体建物には外部に鋼製煙突が存在しており、アスベストが含有された煙突がコンクリート躯体内に設置されていたことは想定外であった（状況写真参照）。
- ・アスベストの撤去については、空気中への飛散防止や作業員の安全性を確保するため、特殊な工法や仮設工事を採用し、本体の解体着手前に撤去する必要があるが、P F I 事業の発注時点で示している要求水準書には、外壁や軒裏の塗材に関するアスベスト含有の有無は示しているものの、アスベストが含有された煙突の存在については示していない。
- ・したがって、アスベスト含有煙突の撤去工事の追加が必要である。



※鋼製煙突には、アスベストは含有されていません。

※その他の棟には、アスベスト含有煙突は存在しません。